

T-Messe2025 富山県ものづくり総合見本市 警備業務委託 仕様書

1 対象行事

(1) 名 称 T-Messe2025 富山県ものづくり総合見本市

(2) 開催時期・時間

期間：2025年10月30日（木）～11月1日（土）

時間：10：00～17：00（ただし、最終日は16：00まで）

(3) 場 所

富山産業展示館（テクノホール）

(4) 開催趣旨

工作・産業機械、電子・電機、IT、プラスチック、アルミ、繊維、医薬品、化学など
広く県内外、海外のものづくり技術や製品を展示し、経済交流の推進を図るとともに、
県民にもものづくり技術を紹介することを目的とする。

(5) 2023 開催実績

・出展者数：287社・団体（国内246社・団体、海外41社・団体）

・来場者数：31,512人（出展者人数含む）

2 委託業務の内容

①次に掲げる事項に関する企画・立案、運営等

・会場及び周辺駐車場の警備計画の企画、運営

（警備員配置、案内設置、満車時の対応等）

・周辺道路の警備計画の企画、運営

（満車時・渋滞時の対応の企画、交通規制・迂回路の設定等）

・会場周辺駐車場の提案・確保

（合計駐車台数が約2,200台となるように駐車場を確保）

②上記項目のほか、業務内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については、
誠意を持って行うこと。

③実施計画書を作成し、事前に実行委員会事務局に提出し、承諾を受けること。

（実施計画書には、業務従事者名簿を提出し、承諾を受けること。また、業務従事者は業務中においては作業員証を携行すること。さらに、緊急連絡体制図及び代替要員体制図を提出すること。）

④業務中、異常を発見した場合は、直ちに適切に処理し、状況に応じ処理前、処理途中
あるいは処理後にその状況を報告すること。

⑤当該業務に要する通信料金（機械警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む。）や
その他消耗品等を用意すること。

⑥委託者の求めに応じ、随時、関係者間の打ち合わせに参加すること。

3 資格要件

次に掲げる事項のいずれも満たす者であること。

- (1) 警備業法第2条第1項第1号の業務を行っている者。
- (2) 警備業法第4条の規定による都道府県公安委員会への認定を受けていること。

4 警備内容（詳細）

(1) 配置人員数

以下の参考人員（前回実績）及び（2）近隣駐車場リストを基に、適切と思われる配置人員数で見積もること。

【参考人員】

| | | | |
|-----------------|-------------|-----|--------|
| 開催日3日前（10月27日）： | テクノホール構内駐車場 | 4名 | （搬入警備） |
| 開催日前々日（10月28日）： | テクノホール構内駐車場 | 4名 | （搬入警備） |
| 開催日前日（10月29日）： | テクノホール構内駐車場 | 4名 | （搬入警備） |
| 会期1日目（10月30日）： | 駐車場13か所 | 33名 | 程度 |
| 会期2日目（10月31日）： | 駐車場13か所 | 33名 | 程度 |
| 会期3日目（11月1日）： | 駐車場16か所 | 35名 | 程度 |
| 開催日翌日（11月2日）： | テクノホール構内駐車場 | 4名 | （搬出警備） |

(2) 近隣駐車場リスト（前回使用実績。今回使用する駐車場については、別途協議）

| | 駐車場名 | 台数 | 備考 |
|----|----------------|-----|-----------------|
| 1 | テクノホール 西駐車場 | 420 | 徒歩圏内 |
| 2 | テクノホール 東館側駐車場 | 50 | 徒歩圏内 |
| 3 | テクノホール 西館側駐車場 | 110 | 徒歩圏内 |
| 4 | テクノホール 北臨時駐車場 | 50 | 徒歩圏内 |
| 5 | 富山健康パーク外周道路 | 150 | 徒歩圏内 |
| 6 | 富山空港 | 192 | シャトルバス |
| 7 | 北陸電気工事 | 120 | シャトルバス運行（土曜日のみ） |
| 8 | superUSA 富山店 | 120 | シャトルバス |
| 9 | 富山市環境センター | 100 | シャトルバス運行（土曜日のみ） |
| 10 | 富山県総合防災センター駐車場 | 50 | シャトルバス |
| 11 | 富山県総合運動公園東側駐車場 | 200 | シャトルバス |
| 12 | 富山市保健所 | 70 | シャトルバス運行（土曜日のみ） |
| 13 | 富山県健康増進センター | 100 | シャトルバス運行（土曜日のみ） |
| 14 | 市有地 荒川駐車場 | 70 | 徒歩圏内 |
| 15 | 扇興産 | 40 | シャトルバス運行（土曜日のみ） |
| 16 | テクノサイド KOIDE | 50 | 徒歩圏内 |

(3) 一般留意事項

- ア 警備の第一線に勤務していることを常に自覚し、事故の防止と出展者・来場者の安心安全に寄与するよう誠実に業務を遂行すること。
- イ 姿勢と服装を常に正し、礼儀正しい言動や親切ていねいな対応で業務を行い、いかなる人に対しても人権の侵害、名誉の毀損がないよう心がけること。
- ウ 警備業法その他の法令、就業規則等を守り、職務上の依頼には誠意をもって対応すること。
- エ 盗難や不審者の侵入等の事故があった場合は、冷静沈着にしかも機敏に行動して措置に当たり、併せて定められた連絡先に速やかに連絡・報告して指示を受けること。
- オ 業務に関し知り得た情報は、他人に漏らさない。警備業務からはなれても同様とする。

5 委託期間

契約締結日から 2025 年 11 月 28 日（金）まで

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が必要に応じて協議するものとする。